

智頭町介護なんでも相談員派遣事業実施要領

智頭町介護なんでも相談員派遣事業に関し、必要な事項について次のとおり定める。

1．介護相談員の選定・登録

(1) 介護相談員は、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を持った人物を、推薦若しくは公募により選定するものとする。

(2) 介護相談員は、町長が指定する介護相談員養成研修を修了した後に、登録(様式第1号)の交付をもって、介護相談員として登録するものとする。

2．事業所の登録等

(1) 介護相談員の派遣を希望する事業所(以下「事業所」という。)は、申出書(様式第2号)を町に提出しなければならない。

(2) 事業所は、介護相談員及び町から、相談内容について協議を受けたときは、誠意を持って適切に対応しなければならない。

3．活動に関する事項

(1) 介護相談員は、事業所を訪問する際に、介護相談員証(様式第3号)を携帯し、必要に応じ提示すること。

(2) 介護相談員は、その活動を活動記録票(様式第4号)に記載し、事業所から確認印を受けること。

(3) 介護相談員は、活動終了後、その内容を活動報告書(様式第5号)に記録し、保存しなければならない。

(4) 介護相談員は、活動報告書の写しを町に提出しなければならない。

(5) 介護相談員の派遣の日時は、事業所とあらかじめ協議して定めるものとする。

(6) 介護相談員の連絡先は、福祉課介護保険係とする。

(7) 介護相談員は、月に2日程度を目安として活動するものとする。

4．対象とするサービス

(1) 介護保険サービス

(2) 町が実施している高齢者福祉サービス等すべてのサービス。

5．報償費等

(1) 町長は、予算の範囲内において、介護相談員に対して報償費等を支給するものとする。

(2) 報償費は、当該月の初日から末日までの活動日数の累計に1日当たりの単価を乗じた額を翌月に支給するものとする。

6．禁止事項

(1) 介護相談員は利用者に対して、介護行為をしてはならない。

(2) 介護相談員は流行性感冒など、感染症の疾病を患った場合は、活動等を行ってはならない。

7．損害賠償保険

町は、介護相談員の活動に係る損害賠償保険に加入するものとする。

8．補則

この要領に定めるもののほか、必要な項目は別に定める。

附則

この要領は平成13年4月1日から施行する。